

10 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定しました。

また、2005年（平成17年）には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ、計画期間を5年とする「犯罪被害者等基本計画」を、2011年（平成23年）には「第2次犯罪被害者等基本計画」をそれぞれ策定し、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題がすべて解決したわけではないことや、2015年（平成27年）に「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」も取りまとめられたことから、引き続き犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、2016年（平成28年）に「第3次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題は次のとおりです。

- ・ 損害回復・経済的支援等への取り組み
- ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み
- ・ 刑事手続きへの関与拡充への取り組み
- ・ 支援等のための体制整備への取り組み
- ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み

このような状況を踏まえ、各種の施策に取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策の方向

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利や利益の保護を図っていくために、次の4つの視点から、国、市町村、関係団体等と連携・協力して取り組みを進めます。

- ・ 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ・ 個々の事情に応じて適切に行われること
- ・ 途切れることなく行われること
- ・ 県民の総意を形成しながら展開されること

1) 広報啓発活動

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

2) 相談体制の整備・充実

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター※」や「ぎふ性暴力被害者支援センター※」において、犯罪被害者等が直面している問題について、必要な情報の提供及び助言を行ったり、犯罪被害者等の援助に精通している人を紹介したりする等の相談に応じてきたが、さらなる体制の向上・充実を図るとともに、相談機関の周知を図ります。

3) 精神的・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するよう取り組みます。

また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように、給付金の支給、居住の安定等について、関係機関と連携・協力しながら支援を進めます。

- 犯罪被害者とその家族の人権問題で、特に問題があると思うこと
 Q 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

